

議案第 1 1 7 号

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部改正について

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 1 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市有度山総合公園運動施設条例の一部を改正する条例

静岡市有度山総合公園運動施設条例（平成15年静岡市条例第233号）の一部を次のように改正する。

別表 1 テニスコートの利用料金の限度額の表中「1,200円」を「1,220円」に改め、同表備考 1 及び 2 中「600円」を「610円」に改め、別表 2 ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額の表中備考以外の部分を次のように改める。

2 ターゲットバードゴルフ・グラウンドゴルフ場の利用料金の限度額

利用区分	時間区分		半日	全日
			午前 9 時から午後 0 時 45分まで又は午後 1 時まで	午前 9 時から午後 5 時 まで
			15分から午後 5 時まで	
専 用 利 用（1 面 につき）	アマチュアスポーツ又は レクリエーションに 利用する場合	一般	7,990円	15,980円
		生徒等	5,990円	11,980円
	その他の場合		39,950円	79,900円
個 人 利 用（1 面 につき）	当日券（1 人半日に つき）	一般	520円	
		生徒等	260円	
	回数券（11 枚つづり。 1 枚の利用は、半日に つき）	一般	5,200円	
		生徒等	2,600円	

別表 3 クラブハウスの利用料金の限度額の表中「300円」を「310円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市有度山総合公園運動施設条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定にかかわらず、施行日前に利用料金を支払った回数券を有する者は、施行日以後に当該回数券を使用して静岡市有度山総合公園運動施設ターゲットボードゴルフ・グラウンドゴルフ場を利用することができる。

(施行前の準備)

- 4 新条例別表の規定に基づく運動施設の利用料金の設定、収受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。